

より、水道施設の被害状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧の状況、復旧予定時期並びに飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、的確な情報提供を行う。

第3節 応急の復旧

1 医療機関等の応急の復旧

- 厚生労働省医政局は、医療機関の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。
- 厚生労働省医政局は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、医療機関の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

2 水道施設の応急の復旧

- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等の発生直後から、都道府県を通じて、水道施設の被害状況、断水情報等について定期的に情報収集を行う。
- 厚生労働省健康局は、都道府県からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、都道府県を通じて全国の水道事業者等に対し支援を要請し、調整等を行う。

3 社会福祉施設の復旧

- 厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、雇用均等・児童家庭局その他の関係部局は、被災社会福祉施設等の災害復旧について、国庫補助、独立行政法人福祉医療機構の融資等による早期の復旧が図られるよう努める。

第4節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

1 災害復旧工事に従事する労働者の安全・衛生の確保

- 武力攻撃災害により被災した地域を管轄する労働基準監督署長は、武力攻撃災害の復旧工事等に対する監督指導を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努めるものとする。

2 事業場の操業再開時における労働災害の防止

- 武力攻撃災害により被災した地域を管轄する労働基準監督署長は、事業者に対し、事業場の操業の再開に際し、ボイラー、クレーン等の特定機械、危険・有害物を取り扱う設備、建設工事の足場等について点検及び補修等を行うなど、労働災害防止のための措置を講ずるよう、必要な指導等を行うものとする。

第8章 緊急対処事態への対処

1 厚生労働省緊急対処事態対策本部の設置

(1) 厚生労働省緊急対処事態対策本部の業務

- 厚生労働大臣は、政府に緊急対処事態対策本部が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする厚生労働省緊急対処事態対策本部（以下「省

緊急対処事態対策本部」という。)を設置する。省緊急対処事態対策本部は次の業務を行う。

- ・ 緊急対処保護措置の実施に関する厚生労働省内の総括及び総合調整
- ・ 緊急対処事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
- ・ 緊急対処事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の厚生労働省関係部局への提供
- ・ 厚生労働省関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
- ・ 緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括
- ・ 厚生労働省緊急対処事態現地対策本部を設置した場合にあっては、同本部との連絡調整
- ・ その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な業務

(2) 事務局

- 省緊急対処事態対策本部の事務局は、社会・援護局総務課において行う。
- 省緊急対処事態対策本部の組織その他必要な事項は、別に定めるところによる。

(3) 職務代理

- 大臣が指揮がとれないときは、副大臣が省緊急対処事態対策本部の長の職務を代行する。副大臣が複数いる場合は、予め別に定める職務代行順序にしたがう。
- 副大臣がその職務を代行し得ないときは、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、官房長、総括審議官、社会・援護局長の順で指揮をとる。大臣政務官が複数いる場合は、予め別に定める職務代行順序にしたがう。

2 緊急対処保護措置の実施等

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画第1章から第7章までの定めに基づいて適宜行うこととする。この場合において、国民保護法第45条第1項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、関係指定地方行政機関の長及び関係指定公共機関その他の関係機関に通知するものとする。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

生物剤及び毒素のリスト

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

アルファウイルス属チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、アレナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH2N2、H5N1又はH7N7であるものに限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイルウイルス、スーダンエボラウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属ポリオウイルス、サル痘ウイルス、痘そうウイルス、コロナウイルス属SARSコロナウイルス、シンプレックスウイルス属Bウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属（アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス）、フラビウイルス属（ウエストナイルウイルス、デングウイルス）、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ヘニパウイルス属（ニパウイルス、ヘンドラウイルス）、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス、狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを除く。）

(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）

腸管出血性大腸菌、ペスト菌、オウム病クラミジア、ボツリヌス菌、オリエンチア属ツツガムシ、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ）、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がパラタイフィ）、赤痢菌、ジフテリア菌、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、バルトネラ属クインタナ、コレラ菌（血清型がO1又はO139であるものに限る。）、イヌ流産菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ボレリア属デュトニイ（その他ダニが媒介するボレリア属の細菌）、ボレリア属ブルグドルフェリ、ボレリア属レカレンティス（その他シラミが媒介するボレリア属の細菌）、結核菌、野兔病菌、発疹チフスリケッチア、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、レジオネラ属の細菌、レプトスピラ属の細菌

(3) 真菌

コクシジオイデス属イミチス

(4) 原生動物（寄生虫を含む。）

クリプトスポリジウム属パルバム（遺伝子型が1型又は2型であるものに限る。）、多包条虫、単包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、四日熱マラリア原

虫、卵形マラリア原虫

(5) 毒素

アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素（ペロ毒素）、デアセトキシスシルペノール毒素、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン、HT-2トキシン、T-2トキシン

2. 家畜に病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス